

令和6年度

市・道民税の申告



- 開始時間の15分前を目安に「入場整理券」を配付しご案内します（一部会場を除く）。密集した状況を作らないよう、可能な限り一度会場からご退場いただき、**入場整理券に記載の案内見込時刻の5分前を目安に再度ご入場ください**
- 次の会場・日程以外では、申告書の作成補助はできません。また、**受付時間内であっても、当日の予定人数分の入場整理券がなくなった場合は受付を終了させていただきます**（受付の事前予約は行いません）
- 混雑緩和のため、郵送やe-Taxによる申告書の提出をおすすめします。詳しくは裏面をご覧ください
- **収入なしの申告書**をご自身で作成した方は、提出専用の窓口へご案内しますので、係員にお申し出ください（市役所本庁、北村・栗沢両支所では次の日程以外でも受け付けます）

申告受付会場と日程

美流渡サービスセンター

（栗沢町美流渡栄町93）

2月5日 月

午前10時～午後4時

※入場整理券なし。

市役所栗沢支所

（栗沢町東本町21）

2月7日 水・8日 木・9日 金

7日・8日：午前9時30分～午後5時

9日：午前9時30分～正 午

幌向総合コミュニティセンター ほっとかん

（幌向南1-1）

2月14日 水・15日 木・16日 金

14日・15日：午前10時～午後4時

16日：午前10時～午後3時

市役所北村支所

（北村赤川593）

2月20日 火・21日 水

20日：午前9時30分～午後5時

21日：午前9時30分～正 午

朝日コミュニティ交流センター

（朝日町176）

2月22日 木

午前10時～午後3時

※入場整理券なし。

市役所本庁 1階 多目的スペース

（鳩が丘1）

2月27日 火～3月15日 金 ※土・日曜日
を除く。

午前9時～午後5時

※整理券配布開始時間：午前8時
（午前8時より前には庁舎内に入ることできません）

申告が必要な方や申告に必要なものは、裏面をご覧ください ➡

申告が必要な方

- 令和6年1月1日現在、市内に住所があり、令和5年中に給与、年金、家賃などの収入があった方
(年金収入のみの場合、65歳未満は102万円超、65歳以上は152万円超)
- 非課税所得(遺族年金・障害年金など)のみの方や所得のない方で、次のいずれかに該当する方
 - ▶ 市の国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者
 - ▶ 市の介護保険の被保険者(65歳以上)
 - ▶ 国民年金保険料の免除申請をしている
 - ▶ 所得証明や課税証明などを必要とする

ただし、次の方は
申告する必要が
ありません

- 税務署で確定申告をする(確定申告の内容に基づき、市・道民税が計算されます)
- 前年中の所得がなく、市内に居住している家族の控除対象配偶者、扶養親族になっている
- 前年中の所得が給与のみで、勤め先から岩見沢市へ給与支払報告書が提出されている
(ただし、源泉徴収票に含まれていない医療費控除、扶養控除などを追加する場合は、申告が必要です)
- 前年中の収入が年金のみで、年金の源泉徴収票に記載されている控除に変更・追加がない

郵送提出・各種様式

※混雑緩和・感染症対策のため、ぜひ郵送によるご提出をお願いします。

市・道民税の申告書は、郵送で提出できます。様式は市役所税務課、北村・栗沢両支所、幌向・朝日・美流渡・有明交流プラザの各サービスセンターで配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。

様式のダウンロードは
岩見沢市HPから

問合せ・提出先

〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号 ☎0126-35-4031

岩見沢市役所 税務課市民税係

岩見沢市 申告書

検索

申告に必要なもの

※そろっていないと申告書の作成補助はできません。必ずご確認ください。

(郵送による提出の場合は、各書類の写しを添付してください)

①マイナンバーに関する書類(扶養親族がいる場合は全員分)

- マイナンバーカード
- マイナンバーカードをお持ちでない方……マイナンバーが分かるものと本人確認書類(運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、在留カードなどのうち1点)

②令和5年中の収入や必要経費が分かる書類

- 給与収入や年金収入がある方 ……源泉徴収票
- 営業収入や不動産収入などがある方 ……収支内訳書(所得税の様式)
- 個人年金や報酬・配当収入がある方 ……支払元から発行された支払調書等
- 退職所得がある方 ……退職所得の源泉徴収票

※収入・経費の集計の補助はできません。必ずあらかじめ収支内訳書を作成の上で提出してください。

③各種控除の証明書(令和5年中で該当するもの)

- 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの領収書または口座振替済通知書
- 国民年金保険料の控除証明書または領収書
- 生命保険料、地震保険料等の控除証明書
- 配偶者や扶養親族の所得が分かる書類
- 障害者手帳、障害者控除対象者認定書
- 医療費控除の明細書

※領収書の集計の補助はできません。必ずあらかじめ明細書を作成の上で提出してください。医療保険者が発行する医療費通知により領収書の分類・集計を省略する場合は原本の添付が必要です。

- 寄附先の団体などから交付された寄附金の領収書

④所得税の申告を行う場合に必要な書類 ※所得税の申告の場合、提出先は税務署となります。

- 申告者本人名義の還付口座情報の分かるもの
- 利用者識別番号(16桁) ※e-Taxによる申告で還付が早くなります。番号をお持ちの方はご自宅でも申告できます。

確定申告はスマホ&マイナンバーカードで!

スマートフォンとマイナンバーカードを使ったe-Taxの利用で、自宅から簡単・便利に確定申告ができます。

NEW!

●マイナポータル連携で…給与や公的年金等の源泉徴収票、生命保険料控除、医療費控除やふるさと納税などの各種控除の自動入力が可能に!

e-Tax はこんなところが便利

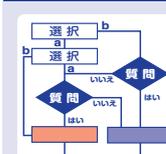
- 還付が早い
- 画面の案内通りの入力で自動計算
- 入力途中で保存可能
- 添付書類は提出不要(保管義務あり)
- 源泉徴収票の手入力不要*
- 24時間いつでも、どこでも申告できる

*マイナポータル連携またはスマートフォンでの撮影による。

詳しくは、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご覧ください→



税の申告…必要かな?



【年金以外の収入あり?】
【追加する控除あり?】



あんな場合、こんな場合に申告が必要?

質問に答えて
簡単チェック!



申告フロー
チャートはこちら→

